

令和4年12月28日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

県庁舎移転に伴う変更について

日頃より、県の障がい福祉施策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和5年1月4日(水)から県障害福祉課執務室が新庁舎12階に移転します。つきましては、下記のとおり入庁方法及び電話番号が変更となりますので、お知らせします。

なお、代表番号、障害福祉課事業所指導係の直通番号、FAX番号、障害福祉課メールアドレス、県庁舎の郵便番号及び住所に変更はございません。

【変更内容】

○来庁される方の入庁方法について

県庁舎移転に伴い、入庁される際は、「入庁証」が必要となりますが、事前に来庁いただく旨のご連絡をいただきますとスムーズに入庁いただけます。ご不便をおかけしますが、事前に来庁のご予約をいただきますようご協力をお願いします。また、駐車場位置が変更されますのでご注意ください。

なお、詳細につきましては、下記県ホームページ中の「来庁される方の入庁フロー」及び「来庁者駐車場位置図」をご確認ください。

<県ホームページ>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/216887.html>

○障害福祉課事業所指導係の内線番号について

下記のとおり内線番号が変更となります。

変更前：「2615」「2616」「2686」

変更後：「3490」「3491」「3492」「3493」

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当者	信田・高田・田中・原・太田垣・引原
電話番号	058-272-8302 (直通)		
e-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		